

別紙3

令和5年8月30日

医療課長 殿

厚木保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和5年7月31日付で照会のありました標記のことについて、令和5年8月23日に開催した令和5年度第1回県央地区保健医療福祉推進会議において協議した結果、別紙の条件により不足28床について事前協議を実施することとなりましたので、回答します。

問い合わせ先
企画調整課 比留川、小峯
電話 046-224-1111 内 3212

令和5年度の県央二次保健医療圏における病院等の開設等の事前協議に係る
公募条件について

- 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とします。
- 回復期機能を担う病床（地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床）を優先的な配分対象とします。
ただし、高度急性期機能を担う病床（ＩＣＵ、ＨＣＵ等）及び慢性期機能を担う病床（療養病棟入院基本料を算定する病床等）については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討します。
- 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行います。